

福祉教育の視点を取り入れた社会科の授業開発

— “障がい者と社会” を題材にして—

B3E12021 佐藤孝幸

はじめに

本論の目的は、小学校 6 年生の政治学習に新たに加えられた社会保障の授業を開発することである。このとき特別支援教育を受ける児童を題材の対象とする。

現在、福祉に関する授業は社会科のみならずさまざまな教科目で行われている。また平成 10 年版学習指導要領における「総合的な学習の時間」の創設に伴い、ここでも福祉に関わる学習が行われるようになった。これらは、共生社会の理念を受けたものである。そうした理念の下、障がい者や高齢者、あるいはマイノリティと言われた人々を差別することなく、あるいはそうした人々の暮らしにくさの理解に努めるように社会が変化してきているのである。

しかし他方、神奈川県での障がい者施設入居者殺人事件といった障がい者蔑視に由来する事件も起きている。そういったことがニュースになるということは十分な社会福祉が実は行われていないということを示しているのではないだろうか。

そこで筆者は社会福祉教育を見直し、社会科の中で政治学習と結び付けた授業を開発するというテーマを取り組むことにした。

授業開発についての論述に入る前に、わが国では障がい者に対してどのような教育を行っているのかを示す。文部科学省が提示した特別支援教育のねらいは以下のとおりである¹。

「特別支援教育」とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。平成 19 年 4 月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなりました。

また、その理念は次のとおりである²。

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

¹ 文部科学省 2007 「特別支援教育について」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm。(平成 28 年 3 月 20 日確認)

² 文部科学省 2007 「特別支援教育の理念」

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/07050101.htm。(平成 28 年 3 月 20 日確認)

以上から特別支援教育は、障がいのある児童等に対して学校が自立や社会参加に向けて障がいを持つ児童個々のニーズに合わせた支援をするだけでなく、それを取り巻く児童に対しても障がいというものを理解させるために必要な教育とされていることがわかる。

また筆者が本論で目指す授業開発のために文部科学省の小学校学習指導要領における「政治学習」について見ておく³。

第1 目標

社会生活についての理解を図り、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育て、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。

第2 各学年の目標及び内容

[第6学年]

2 内容

(2) 我が国の政治の働きについて、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、国民主権と関連付けて政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていること、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを考えるようにする。

ア 国民生活には地方公共団体や国の政治の働きが反映していること。

イ 日本国憲法は、国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていること。

(内容の取扱い)

(2) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 政治の働きと国民生活との関係を具体的に指導する際には、各々の国民の祝日に関心をもち、その意義を考えさせるよう配慮すること。

イ 国会などの議会政治や選挙の意味、国会と内閣と裁判所の三権相互の関連、国民の司法参加、租税の役割などについても扱うようにすること。

ウ アの「地方公共団体や国の政治の働き」については、社会保障、災害復旧の取組、地域の開発などの中から選択して取り上げ、具体的に調べられるようにすること。

エ イの「天皇の地位」については、日本国憲法に定める天皇の国事に関する行為など児童に理解しやすい具体的な事項を取り上げ、歴史に関する学習との関連も図りながら、天皇についての理解と敬愛の念を深めるようにすること。また、イの「国民としての権利及び義務」については、参政権、納税の義務などを取り上げること。

筆者の目指す授業開発の目的は障がい者などマイノリティの人々との共生社会をつくるということである。しかし従来の学習指導要領における政治学習では社会保障についての内容は(2)内容の(2)についてのウにおいて組み込まれているが、障がい者などのマイノリティの人々との共生社会をつくるという考え方が見られない。そのため社会保障を教材として政治学習が行われたとしても、障がい者の暮らしにくさや、共生社会の実現の必要性を児童に捉えさせるような授業はほとんど行われていないのではないかと思われる。

筆者には軽度の知的障がいを持つ家族がいる。軽度の障がいであるからこそ、本人は自分には障がいがあるということを自覚している。筆者は彼(以下、「彼」)と過ごした時間や、彼の障がい者としての苦悩を見てきた。その経験から、障がいを持たない人々に対して、障がいをより深く理解してもらいたいと願っている。

³ 文部科学省 2007 小・中学校学習指導要領(平成20年3月告示)における政治的教養を高めるための教育に関する記述例
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/071/siryo/attach/1365209.htm (平成29年12月10日確認)

そこで、福祉教育の成果を取り入れた中学校社会科授業を開発した加藤美春のプランを手がかりにして授業開発を進めていく。加藤は高齢者福祉に焦点を当てているが、共生社会を生み出すのに資する授業を創造するという観点から見たときに、障がい者との共生社会を生み出すための学習を充実させるためのヒントが加藤の論文には詰まっているように思われた。加藤は其中で福祉教育に必要な視点として次の五つを挙げている⁴。

- ①社会福祉が、誰を対象にしているかを明確にすること
- ②児童に学ばせる際に、将来の社会の担い手であると意識させること
- ③福祉充実のために、福祉のまちづくりが必要であるということを理解させること
- ④公・共・私の立場の人たちの活動がどのように密接しているかを理解させること
- ⑤支援される者を支援してあげるという一方的な立場ではなく、支援される者からも学び互いに支えあおうということ

加藤はこれらの視点、一つひとつから社会科などで行われている福祉学習の内容を検討し、③にあたるまちづくり学習の要素が足りないということに気づいた。まちづくり学習が福祉教育のために必要だと述べるために、加藤は阪野貢の次のような論に拠っている⁵。

福祉のまちづくりは、すべての人間が住み慣れた地域でより豊かに生きるための営みであり、その全過程で人づくりのための教育活動—福祉教育を必要不可欠とする。福祉のまちづくりのためのあらゆる活動のなかに福祉教育の契機が存在し、福祉のまちづくりの過程はそれ自体が同時に住民の福祉教育の過程であるといえる。福祉のまちづくりは、まさに生きることであり、学ぶことであり、人づくりであり、教育づくりである。

筆者はこの阪野や加藤の論を土台に据えて、特別支援教育を受ける児童を題材とした福祉教育の授業をつくる。それは特別支援教育を受ける児童だけを対象にしたものではなく、特別支援教育を受けない児童もこの授業の対象とするものである。それは児童に、障がい者について深く理解してもらいたいからである。街中などで障がい者を見かけたときに、「“障がいのある特別な人”がいるのではなく、“障がいがあるけどそういう人もいる。同じ人間である”」という見方ができるようになってほしいのである。

加藤の高齢化問題を題材にした授業プランは、筆者が目指す授業づくりに参考になるのである。福祉の充実のために地域規模で取り組み、支援を受ける者とそれ以外の者とお互いに支え合っていることを理解させることをねらいとしているからである。筆者もこの視点を取り入れたい。

しかし、加藤の授業プランは、高齢者についての理解が依然として表面的なものである。実際に高齢者が何を考え、何を求めているかをとらえさせていないからである。そこで、障がい者との共生社会をつくるための授業開発に際して、筆者は加藤のプランに次の二つの要素を付け加えたい。

- ①障がい者にインタビューをしたものを授業資料として作成し、それを授業で活用して児童の障がいに対する深い理解につなげる。
- ②障がい者の支援の際に、障がい者が自己肯定感を持てるような支援を行う。

①は、次のような観点から「彼」に直接インタビューを行い、障がいを持つということ

4 加藤美春 2008 「福祉教育の成果を取り入れた中学校社会科『まちづくり単元』の授業開発—地域の高齢化問題を題材にして—」、平成20年度北海道教育大学旭川校提出卒業論文 p.21。

5 加藤、同上。

がどうということなのか、児童に伝える内容を具体的に創り出す。これによって、障がいに対する児童の理解を具体的にするとともに深める。

インタビューの内容項目

- ・ 障害を持っていることをどう感じているのか
- ・ 障害を持っていることで何か悪いことはあったか
- ・ 障害を持っていることで何か良いことはあったか

②は特別支援教育を受けている児童・生徒に「自分はここに居て良い。」「この世に存在してよい」という自己肯定観を持たせたいということである。「彼」は軽度の障がいゆえに「自分は他の人とは違う存在なのだ」と考えていた。そういった人にも自分はここに存在意義があると見出せるようにしたい。そこで、具体的には、授業の中に次のような活動・内容を取り込む。

- ・ その障がい児童が得意なことを授業の中に取り込む。

以下、本論を次のように展開する。まず特別支援教育とその意義について論述し、その必要性を述べる。そこから本論の目指す授業モデルに必要な視点について論述していく(一章)。次に、特別支援教育をテーマにした授業実践を分析し、その問題点を明らかにする。その上で本論の目指す授業像を示す。続いて障がい者視点に立った実践を考察し、その視点を取り入れる意義を述べる(二章)。授業モデルに沿い、学習指導要領、現行の教科書から得た要素を教材とし教座研究を行う(三章)。最後に障がい者を取り上げ、健常者と障がい者が共に理解し、共に生きる態度の育成を目指した小学校6年生の政治学習の指導案を作成する(四章)。